

平成29年4月1日

司法研修所

平成29年度の弁護教官等の謝金について

平成29年度の弁護教官及び弁護士付に支給する謝金（半月の単価）を、下記のとおりとする。

記

1 弁護教官

(1) 繁忙期（8月の月後半から11月の月前半まで）

ア 1クラス担当 [redacted] 円

イ 担当なし [redacted] 円

(2) 繁忙期（12月）

ア 2クラス担当 [redacted] 円

イ 1クラス担当 [redacted] 円

ウ 担当なし [redacted] 円

(3) 閑散期（(1)及び(2)以外） [redacted] 円

2 弁護士付

(1) 繁忙期（7月の月後半から翌年1月の月後半まで） [redacted] 円

(2) 閑散期（(1)以外） [redacted] 円